

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第29項に規定する福祉ホームの適正かつ円滑な運営を図るため、社会福祉法人等（以下「事業者」という。）が行う福祉ホームの運営に要する経費に対し、予算の範囲内において、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、本町に所在地を有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）を満たした福祉ホームを運営する事業者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により、適当と認めないときは、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付申請却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該交付決定に必要な条件を付けることができる。

(変更申請の手続)

第6条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後の事情の変更により、当該交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金変更交付申請書（様式第4）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該交付決定に必要な条件を付けることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（前条の規定により町長から補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金実績報告書（様式第6）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金請求書（様式第7）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業者から前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(検査等)

第11条 町長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助基準額	補助対象経費
1 福祉ホームの定員が5人から9人の場合 1 施設当たり年額 3,216千円 2 福祉ホームの定員が10人から19人の場合 1 施設当たり年額 3,833千円 3 福祉ホームの定員が20人から29人の場合 1 施設当たり年額 5,068千円 ただし、運営月数が12月に満たない場合（1月未満は1月とする。）は、上記基準額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。	社会福祉法人等が設置する福祉ホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費

様式第1（第4条関係）

年 月 日

東浦町長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第 2（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました東浦町福祉ホーム運営事業費補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました東浦町福祉ホーム運営事業費補助金については、下記の理由により却下しましたので、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第4（第6条関係）

年 月 日

東浦町長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 今回変更申請額（ア） | 金 | 円 |
| | 既交付決定額（イ） | 金 | 円 |
| | 変更後補助金額（ア＋イ） | 金 | 円 |
- 2 関係書類
- (1) 事業計画書（変更申請）
 - (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第 5（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付にて変更申請のありました東浦町福祉ホーム運営事業費補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

変更前の既交付決定額（ア）	金	円
今回変更する交付決定額（イ）	金	円
変更後の交付決定額（ア＋イ）	金	円

様式第6（第9条関係）

年 月 日

東浦町長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金実績報告書
年 月 日付けで交付決定のありました東浦町福祉ホーム運営事業費補助金に係る事業実績を下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定金額 | 金 | 円 |
| | 補助金受入額 | 金 | 円 |
| | 補助金精算額 | 金 | 円 |
- 2 関係書類
- (1) 事業実績調書
 - (2) 利用実績調書
 - (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式第 7 （第10条関係）

東浦町福祉ホーム運営事業費補助金請求書

年 月 日

東浦町長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
(施設名)

年 月 日付け 第 号で交付決定された 年度東浦町福祉ホーム運営事業費補助金について、東浦町福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
フリガナ 口座名義			